

議案第 2 3 号

山陽小野田市子ども・子育て協議会条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市子ども・子育て協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市子ども・子育て協議会条例の一部を改正する条例  
山陽小野田市子ども・子育て協議会条例（平成 2 5 年山陽小野田市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 7 7 条第 1 項」を「第 7 2 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第23号参考資料

山陽小野田市子ども・子育て協議会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、山陽小野田市子ども・子育て協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織、運営について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、山陽小野田市子ども・子育て協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織、運営について必要な事項を定めるものとする。</p>